

個人の県民税・市町村民税（個人住民税）



この税金は、「住民である」ということに課され、個人の県民税と市町村民税をあわせて一般に「個人住民税」と呼んでいます。県や市町で行う住民に身近な行政サービスに必要な経費を、そこに住む住民に分担してもらうことにより、地方自治への関心を高め、みんなの力で郷土をもり立てていこうという意味で設けられたものです。

個人の県民税は、納税者や税額計算のもととなる所得金額などが同じであるため、納税者の方に便利のように、市町が個人の市町村民税とあわせて課税し、住民に一括して納めていただく制度になっています。

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額^(※1)で課税される「均等割」、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があります。

(※1)市町の条例により軽減される場合があります。

1 納める方は

区 分	均等割	所得割
1月1日現在で県内、市町内に住所がある方	○	○
1月1日現在で県内、市町内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、その市町内に住所のない方	○	×

●課税されない場合(非課税)は

(1)均等割、所得割とも非課税の場合

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ②障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額^(※1)が135万円以下の方。
- ③前年の合計所得金額が市町の条例で定める額以下の方。

(2)所得割が非課税の場合

前年の総所得金額等^(※2)が、35万円に本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数を乗じて得た金額+42万円以下の方。

ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は45万円以下の方。

(※1)損失の繰越控除等を差し引く前の所得をさします。

(※2)損失の繰越控除等を差し引いた後の所得をさします。

2 納める額は

●均等割

	従来	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
個人住民税	従来	1,000円	3,000円	4,000円
	みえ森と緑の県民税(注1) (平成26年度～)	1,000円	—	1,000円
国税	森林環境税(注2) (令和6年度～)	1,000円		1,000円
				6,000円

(注1)「みえ森と緑の県民税条例」の規定により、平成26年度から個人県民税に対して標準税率に超過税率1,000円が加算されています。

(注2)令和6年度から賦課徴収が開始された「森林環境税(国税)」は、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税とあわせて年額1,000円が課税されます。

●所得割

(前年の総所得金額等 - 所得控除額) × 税率10%^(※) - 税額控除額

(※)税率10%のうち県民税は4%、市町村民税は6%です。なお、分離課税分に関しては、その他の税率が適用されます。

3 申告と納税は

●申告

毎年3月15日までに前年1年間の所得等について、1月1日現在の住所地の市町へ申告します。ただし、給与所得または、公的年金等に係る所得だけの方や所得税の確定申告書を提出された方は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。

●納税

- ・給与所得者…6月から翌年5月までの毎月の給与等から差し引いて、給与支払者が納めます。
- ・年金所得者^(※)…4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月に支給される年金から差し引いて、年金支払者が納めます。

(※)4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る個人住民税を納める義務がある方が対象です。

ただし、次の方については対象となりません。

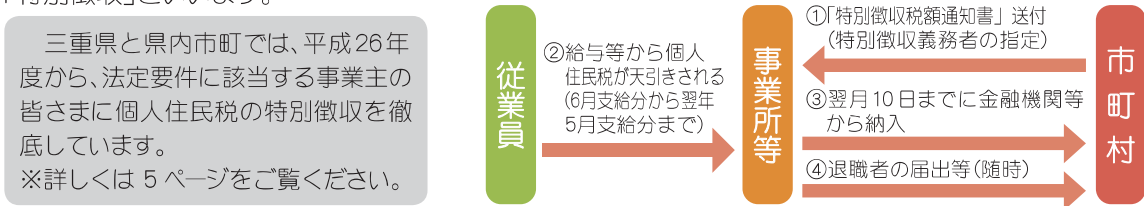
- ・介護保険料が年金から引き落としされていない方。
- ・引き落としされる個人住民税の額が老齢基礎年金等の額を超える方など。

- ・上記以外の所得者…市町から送付される納税通知書で、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納めます。

●特別徴収について

事業所等に勤務されている方の個人住民税(県民税+市町村民税)は、所得税と同様に、原則として、事業主の皆さまが給与等から天引きしていただいた上で、課税した市町村に納入していただくことが必要です。このような仕組みを「特別徴収」といいます。

個人住民税の特別徴収制度の概要



三重県と県内市町では、平成26年度から、法定要件に該当する事業主の皆さまに個人住民税の特別徴収を徹底しています。
※詳しくは5ページをご覧ください。

●所得金額とは

前年の所得を、給与、利子、事業など所得の発生別に10種類に分けて、1年間の収入金額から必要経費等の額を差し引いた金額のことです。

なお、給与所得や公的年金に係る雑所得、退職所得には、必要経費に相当するものとして給与所得控除、公的年金等控除、退職所得控除があります。

表1

所得の種類		所得金額の計算方法(あらし)	摘要
利子所得	日本国外の銀行等に預けた預金の利子など	(収入金額)	
配当所得	株式や出資の配当など	(収入金額) - (元本の取得に要した負債の利子)	
不動産所得	地代・家賃など	(総収入金額) - (必要経費)	
事業所得	農業などの事業から生ずる所得	(総収入金額) - (必要経費)	
給与所得	サラリーマンの給料など	(収入金額) - (給与所得控除額) ^(※)	表2、表3参照
退職所得	退職手当、一時恩給など	{(収入金額) - (退職所得控除額)} × 1/2	14ページ参照
山林所得	山林(立木)の伐採や、売ったときの所得	(総収入金額) - (必要経費) - (特別控除額)	
譲渡所得	資産の譲渡による所得	(総収入金額) - (取得費 + 譲渡費用) - (特別控除額)	土地・建物等以外の長期の譲渡所得は1/2が課税対象
一時所得	クイズの賞金など	(総収入金額) - (その収入を得るために支出した金額) - (特別控除額)	1/2が課税対象
雑所得	他の所得に当てはまらないもの(公的年金、その他)	公的年金…(公的年金等の収入金額) - (公的年金等控除額) その他…(総収入金額) - (必要経費)	表4参照

(※)ただし、給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、特定支出の額の合計額のうちその年中の給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額を、収入金額から控除することができる。

表2 給与所得控除額の算出方法（速算表）

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和6年分	
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円（上限）	

（注）実際には、給与等の収入金額が660万円未満の場合は所得税法別表第五によります。

表3 所得金額調整控除

次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

	適用対象者	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障がい者に該当する イ 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族を有する	(給与等の収入金額－850万円)×10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、(1,000万円－850万円)×10%
2	給与所得控除後の給与等の金額(A)及び公的年金等に係る雑所得の金額(B)がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者	(A(10万円超の場合は10万円)+B(10万円超の場合は10万円))－10万円 ※上記1の所得金額調整控除の適用がある場合には、その適用後の金額から控除

表4 公的年金等控除額の算出方法（速算表）

年齢区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額		
		令和6年分		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上の方	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳未満の方	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上410万円未満	(A)×25%+27万5千円	(A)×25%+17万5千円	(A)×25%+7万5千円
	410万円以上770万円未満	(A)×15%+68万5千円	(A)×15%+58万5千円	(A)×15%+48万5千円
	770万円以上1,000万円未満	(A)×5%+145万5千円	(A)×5%+135万5千円	(A)×5%+125万5千円
	1,000万円以上	195万5千円	185万5千円	175万5千円

（注1）公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、適格退職年金、確定拠出年金等をいいます。

（注2）年齢は、令和6年12月31日現在の年齢によります。

●所得控除

納める方に、扶養親族が何人いるのか、病気や災害などによる出費があったかなど、個人的な事情を考えて、税負担を求めるために設けられています。

種類	R6年度個人住民税の所得控除額	（参考）R6年分の所得税の所得控除額																																		
雑損控除	①か②のいずれが多い額（保険金等の補てん額除く） ①差引損失額－（総所得金額等×10%） ②①の差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円	同左 （注）総所得金額等により控除額に差が生ずることがあります。																																		
医療費控除	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">R5年中に支払った医療費 （保険金等の補てん額除く）</td> <td>10万円又は</td> </tr> <tr> <td>－総所得金額等の5% のいずれか少ない金額</td> </tr> </table> 控除限度額は200万円	R5年中に支払った医療費 （保険金等の補てん額除く）	10万円又は	－総所得金額等の5% のいずれか少ない金額	同左 （注）総所得金額等により控除額に差が生ずることがあります。 （R6年中に支払った医療費の額で計算） （注）セルフメディケーション税制あり （従来の医療費控除と選択）																															
R5年中に支払った医療費 （保険金等の補てん額除く）	10万円又は																																			
	－総所得金額等の5% のいずれか少ない金額																																			
社会保険料控除	R5年中に支払った額	R6年中に支払った額																																		
小規模企業共済等掛金控除	R5年中に支払った額	R6年中に支払った額																																		
生命保険料控除	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">適用限度額7万円</td> <td rowspan="3">一般の生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> <td>最高 28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧生命保険料</td> <td>〃 35,000円</td> </tr> <tr> <td>新生命保険料と旧生命保険料の両方</td> <td>〃 28,000円</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>〃 28,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> <td>〃 28,000円</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料</td> <td>〃 35,000円</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方</td> <td>〃 28,000円</td> </tr> </table>	適用限度額7万円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高 28,000円	旧生命保険料	〃 35,000円	新生命保険料と旧生命保険料の両方	〃 28,000円	介護医療保険料	〃 28,000円	個人年金保険料	新個人年金保険料	〃 28,000円	旧個人年金保険料	〃 35,000円	新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方	〃 28,000円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">適用限度額12万円</td> <td rowspan="3">一般の生命保険料</td> <td>新生命保険料</td> <td>最高 40,000円</td> </tr> <tr> <td>旧生命保険料</td> <td>〃 50,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料</td> <td>〃 40,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個人年金保険料</td> <td>新個人年金保険料</td> <td>〃 40,000円</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料</td> <td>〃 50,000円</td> </tr> <tr> <td>新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。</td> <td></td> </tr> </table>	適用限度額12万円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高 40,000円	旧生命保険料	〃 50,000円	新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。		介護医療保険料	〃 40,000円	個人年金保険料	新個人年金保険料	〃 40,000円	旧個人年金保険料	〃 50,000円	新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。	
	適用限度額7万円			一般の生命保険料	新生命保険料	最高 28,000円																														
旧生命保険料					〃 35,000円																															
新生命保険料と旧生命保険料の両方			〃 28,000円																																	
介護医療保険料		〃 28,000円																																		
個人年金保険料	新個人年金保険料	〃 28,000円																																		
	旧個人年金保険料	〃 35,000円																																		
	新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方	〃 28,000円																																		
適用限度額12万円	一般の生命保険料	新生命保険料	最高 40,000円																																	
		旧生命保険料	〃 50,000円																																	
		新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。																																		
	介護医療保険料	〃 40,000円																																		
個人年金保険料	新個人年金保険料	〃 40,000円																																		
	旧個人年金保険料	〃 50,000円																																		
	新契約と旧契約の双方に加入している場合は、別添「タックスアンサー」のとおり、最高5万円になるケースもあります。																																			

No.1140 生命保険料控除

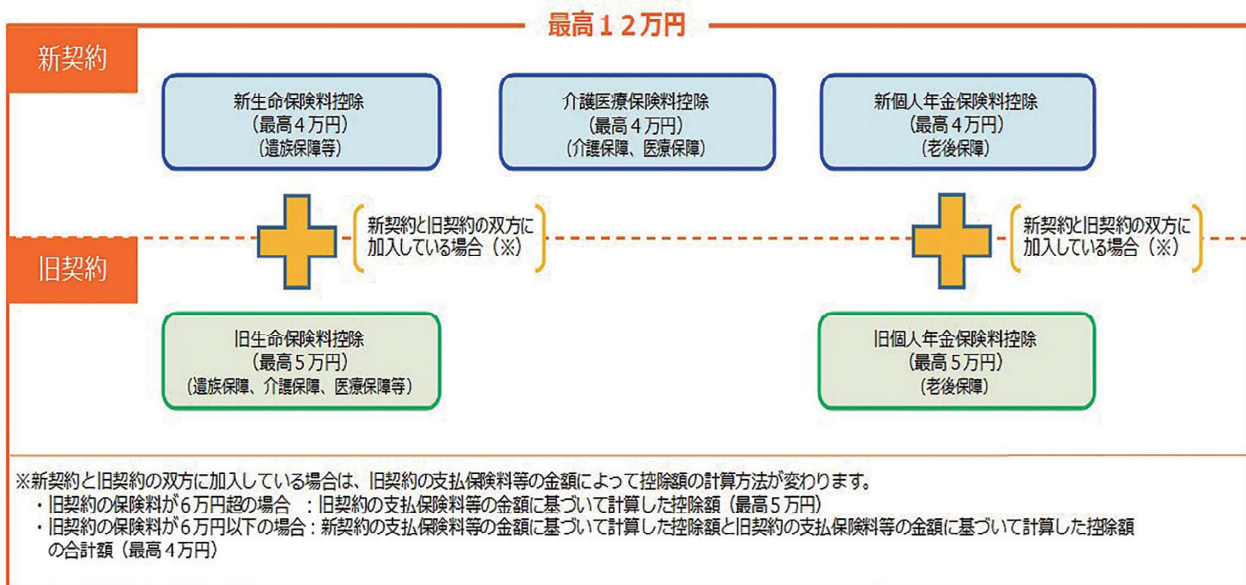
[令和5年4月1日現在法令等]

1. 生命保険料控除の概要

納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料(コード1141)を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを生命保険料控除といいます。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る保険料と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料では、生命保険料控除の取扱いが異なります。

なお、保険期間が5年未満の生命保険などの中には、控除の対象とならないものもありますのでご注意ください。



2. 生命保険料控除額の金額

(1) 新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

新契約に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

(注)

1. 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。
2. 新契約については、主契約又は特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等が各保険料控除に適用されます。
3. 異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている保険契約等は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。
4. その年に受けた剰余金や割戻金がある場合には、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剰余金の分配等の金額を按分し、それぞれの保険料等の金額から差し引きます。

(2) 旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)に基づく場合の控除額

旧契約に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額は、それぞれ次の表の計算式に当てはめて計算した金額です。

年間の支払保険料等	控除額
25,000円以下	支払保険料等の全額
25,000円超 50,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 12,500円
50,000円超 100,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 25,000円
100,000円超	一律50,000円

(注)

- 旧契約に基づく「いわゆる第三分野とされる保険(医療保険や介護保険)の保険料」も、旧生命保険料となります。
- 支払保険料等とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいいます。

(3) 新契約と旧契約の双方に加入している場合の控除額

① 一般の生命保険料控除の控除額

- 旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円を超える場合
旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額(最高5万円)
- 旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円以下の場合
新生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(1)で計算した金額と旧生命保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額の合計額(最高4万円)

② 個人年金保険料控除の控除額

- 旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円を超える場合
旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額(最高5万円)
- 旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額が6万円以下の場合
新個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(1)で計算した金額と旧個人年金保険料控除の年間支払保険料等の金額について(2)で計算した金額の合計額(最高4万円)。

(4) 生命保険料控除額

(1)～(3)による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

3. 生命保険料控除を受けるための手続

生命保険料控除を受ける場合には、確定申告書の生命保険料控除の欄に記入するほか、支払金額や控除を受けられることを証明する書類又は、電磁的記録印刷書面(電子証明書等に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面をいいます。)を確定申告書に添付するか又は確定申告書を提出する際に提示してください。ただし、平成23年12月31日以前に締結した保険契約(旧契約)等で年間保険料が9千円以下のものと年末調整の際に控除を受けたものは、その必要がありません。

(所法76、120、所令262、平成29年国税庁告示10号)

【参考】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140.htm>

種 類	R6年度個人住民税の所得控除額	(参考)R6年分の所得税の所得控除額
地震保険料控除	①地震保険料 最高25,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 50,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 \\ 50,000\text{円超:} 25,000\text{円} \end{array} \right)$ ②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(地震保険料にかかるものは除く)に係る経過措置 旧長期損害保険料 最高10,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 5,000\text{円以下:支払った金額} \\ 15,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 + 2,500\text{円} \\ 15,000\text{円超:} 10,000\text{円} \end{array} \right)$ ①と②の双方がある場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)	①地震保険料 最高50,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 50,000\text{円以下:支払った金額} \\ 50,000\text{円超:} 50,000\text{円} \end{array} \right)$ ②平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(地震保険料にかかるものは除く)に係る経過措置 旧長期損害保険料 最高15,000円 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った保険料が} \\ 10,000\text{円以下:支払った金額} \\ 20,000\text{円以下:支払った金額} \times 1/2 + 5,000\text{円} \\ 20,000\text{円超:} 15,000\text{円} \end{array} \right)$ ①と②の双方がある場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高50,000円)
寄附金控除	※平成21年度分から税額控除に移行	特定寄附金の額の合計額(注) - 2,000円 (注)総所得金額等の40%相当額を限度とする。 ※上記の算式中の寄附金には、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人寄附金特別控除、及び公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれない。
障がい者控除	障がい者1人につき26万円 (特別障がい者の場合は、30万円) (同居特別障がい者の場合は、53万円)	27万円 (40万円) (75万円)
寡婦控除(注4)	本人が寡婦 26万円	27万円
ひとり親控除(注5)	本人がひとり親 30万円	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生 26万円	27万円
配偶者控除	一般の配偶者 最高33万円 70歳以上の配偶者 最高38万円	※次ページの表をご覧ください。
配偶者特別控除	最高33万円(配偶者の所得に応じて調整)	
扶養控除	一般の扶養親族 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)33万円	38万円
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満の扶養親族)45万円	63万円
	70歳以上の扶養親族 38万円	48万円
	70歳以上同居老親等扶養親族 45万円	58万円
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下 43万円 2,400万円超2,450万円以下 29万円 2,450万円超2,500万円以下 15万円 2,500万円超 0円	合計所得金額が 2,400万円以下 48万円 2,400万円超2,450万円以下 32万円 2,450万円超2,500万円以下 16万円 2,500万円超 0円

(注1)令和6年度の個人住民税は令和5年中の所得にかかります。

(注2)「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(注3)上記表の寡婦控除から扶養控除までは所得要件等があります。

(注4)ひとり親に該当しない者で、合計所得金額が500万円以下である等の要件があります。

(注5)ひとり親とは、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、①その者と生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で、他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限ります。)を有すること、②合計所得金額が500万円以下であること、③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないことの要件を満たす者をいいます。

●配偶者控除・配偶者特別控除早見表

	配偶者の合計所得金額	R6年度個人住民税の所得控除額			(参考)R6年分の所得税の所得控除額		
		納税者本人の合計所得金額			納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除配偶者	48万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	3万円	2万円	1万円

(注) 配偶者特別控除は、納税義務者の前年(所得税の場合はその年)の合計所得額が1,000万円以下で納税義務者と生計を一にしていること、また、対象となる配偶者が他の納税義務者の扶養親族となっていないことなどの条件を満たした場合に限り、適用されます。

●税額控除とは

税額を算出したのちにその税額から差し引く額のこと、個人住民税には次のものがあります。

(1) 調整控除

平成19年度の税源移譲に伴い生じる所得税と個人住民税の人的控除額*の差に基づく負担増を調整するため、次の額が控除されます。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える方は適用されません。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

アとイのいずれか小さい額の5%

ア 人的控除額の差の合計額

イ 個人住民税の合計課税所得金額

②個人住民税の合計課税所得金額が200万円を超える方

{人的控除額の差の合計額 - (個人住民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

※人的控除額とは障がい者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の額をいいます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年から令和7年12月末までに入居した方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、一定の範囲内で控除しきれなかった額が控除されます。

(3) 配当控除

株式の配当などの配当所得がある場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。(上場株式等の配当所得を分離課税として申告した場合を除く。)

(4) 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や個人住民税に相当する税金を課税された場合には、一定の方法により計算された金額が控除されます。

(5) 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

納税義務者が配当割額又は株式等譲渡所得割額を課されたときは、申告書を提出することにより、その額が控除されます。

(6) 寄附金税額控除

都道府県・市区町村、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部に対する寄附金又は県やお住まいの市町の条例で指定した寄附金を支出した場合は、一定の方法により計算された金額が控除されます。

〔都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)〕

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除されます。

①	所得税・・・(寄附金(※1)－2千円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0～45%(※2))が軽減)
②	個人住民税【基本分】・・・(寄附金(※1)－2千円)×10%を税額控除
③	個人住民税【特例分】・・・(寄附金－2千円)×(100%－10%【基本分】－所得税率(0～45%(※2)))を税額控除(所得割額の2割を限度)

(※1)対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税【基本分】は総所得金額等の30%が限度となります。

(※2)平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率となります。

〔県が条例で指定した寄附金〕

◎所得税の控除対象となる寄附金^(※)(国に対する寄附金・政党等に対する政治活動に関する寄附金は除く)のうち、

- 1 三重県内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金
- 2 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校を設置するものに対する寄附金
- 3 三重県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉事業を行うものに対する寄附金
- 4 三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(※)

1	指定寄附金(所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金)	6	学校法人に対する寄附金
2	独立行政法人に対する寄附金	7	社会福祉法人に対する寄附金
3	地方独立行政法人に対する寄附金	8	更生保護法人に対する寄附金
4	特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金	9	認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
5	公益社団・財団法人に対する寄附金	10	認定NPO法人に対する寄附金 (当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められたものを除く。)

◎認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち住民福祉の増進に寄与する寄附金として別に条例で定めるもの。(所得税の控除対象にはなりません。)

個人市町村民税の控除対象寄附金についても、各市町の条例により指定されているものがあります。詳しくは住所地の市町にお問い合わせください。

●配偶者の給与収入

配偶者がパートやアルバイトをして得た収入は給与所得となり、個人住民税や所得税は下の表のとおり取り扱うこととなります。表は三重県内に居住する、扶養親族等のない配偶者の場合です。

なお、内職所得者等についても、必要経費として55万円まで認められる場合があります、その場合には、下記の表を参考にしてください。

給与年収	配偶者本人に税金がかかるかどうか			納税者本人が配偶者控除を受けられるかどうか	
	個人住民税		所得税	個人住民税	所得税
	均等割	所得割			
100万円以下	市町により異なる	かからない	かからない	受けられる	受けられる
100万円超 103万円以下	ことがありますので市町にお問い合わせください。	かかる	かからない	受けられる	受けられる
103万円超		かかる	かかる	受けられない	受けられない

(※)給与年収が201万5,999円以下の方は、配偶者特別控除を受けられる場合があります。

●パート収入がある場合の税金の計算例

パート年収 150万円(令和5年、令和6年の年収を同額とします。)

住 所 三重県四日市市

夫と同居の妻

(1) 個人住民税(令和5年の所得に応じて令和6年度に納める分)

所得割 150万円 - 55万円(給与所得控除) - 43万円(基礎控除) = 52万円

県 民 税 52万円 × 4% - 1,000円(調整控除) = 19,800円…①

市町村民税 52万円 × 6% - 1,500円(調整控除) = 29,700円…②

均等割 県 民 税 2,500円…③

市町村民税 3,500円…④

税 額 ①+②+③+④ **55,500円**

(2) 所得税及び復興特別所得税(令和6年の所得に応じて令和6年分として納める分)

所得税 150万円 - 55万円(給与所得控除) - 48万円(基礎控除) = 47万円

47万円 × 5% = 23,500円…①

復興特別所得税 23,500円 × 2.1% = 493円…②

税 額 ①+② **23,900円**(100円未満端数切捨て)

●退職所得とは

退職金などの支給による所得で、他の所得とは別に個人住民税を計算し、支払いを受けるときに差し引かれます。

〔税金の算出方法〕

(収入金額 - 退職所得控除額^(注1)) × 1/2^(注2)^(注3) × 個人住民税の税率(10%) = 税額

(注1) 退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

(※)障がい者になったことに直接基因して退職した場合には、上表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

(注2) 役員等としての勤続年数が5年以下の役員等の退職金については、適用がありません。

(注3) 令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以下の役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については適用がありません。

●退職金にかかる個人住民税の計算例

退職金額 2,000万円

勤続年数 35年

住 所 三重県鈴鹿市

(2,000万円 - 1,850万円^(※)) × 1/2 × 10%(県民税4%、市町村民税6%) = 75,000円

(※) 70万円 × (35年 - 20年) + 800万円

●年の途中で退職したとき

退職したことによって特別徴収ができなくなった残りの個人住民税は、次の場合のほかは、普通徴収により納めます。

①新しい会社に再就職した方で、引き続き特別徴収を申し出た場合

②6月1日から12月31日までの間に退職した方で、残りの税額を退職金などからまとめて特別徴収されることを申し出た場合

③翌年1月1日から4月30日までの間に退職した方で、5月31日までの間に支払われる予定の退職金などが残りの税額をこえる場合で、①に該当しない方の場合